

公営住宅法施行令の改正と家賃の緩和措置について

公営住宅法施行令が改正され、家賃の算定に用いる係数等の見直しがあり、平成21年4月の家賃から適用されることになりました。

県営住宅の入居者の皆さんのうち、

おおむね8割の方については、家賃の負担増はありません。

また、家賃の負担が増える入居者の方については、改正後の新家賃に段階的に移行する緩和措置が適用されます。

改正の主な内容

1 県営住宅に入居できる収入基準の見直し

改正前	改正後 平成21年4月～
一般申込者 月収 20万円以下	一般申込者 月収 15万8千円以下
裁量階層対象者 月収 26万8千円以下	裁量階層対象者 月収 21万4千円以下

月 収：給与所得者の場合、所得証明書等に記載されている給与所得控除後の給与所得の額から世帯構成に応じた所定の額を控除した後、月額に換算した額です。
裁量階層対象者：公営住宅施行令で入居収入基準の緩和が認められた者で一定の障害者、高齢者、小学校就学前の子のいる世帯等です。

2 収入分位の見直し

改正前		改正後	
収入月額(単位:円)	収入分位	収入月額(単位:円)	収入分位
0~123,000	1	0~104,000	1
123,001~153,000	2	104,001~123,000	2
153,001~178,000	3	123,001~139,000	3
178,001~200,000	4	139,001~158,000	4
200,001~238,000	5	158,001~186,000	5
238,001~268,000	6	186,001~214,000	6
268,001~322,000	7	214,001~259,000	7
322,001~	8	259,001~	8

皆さんの平成21年4月からの家賃については、

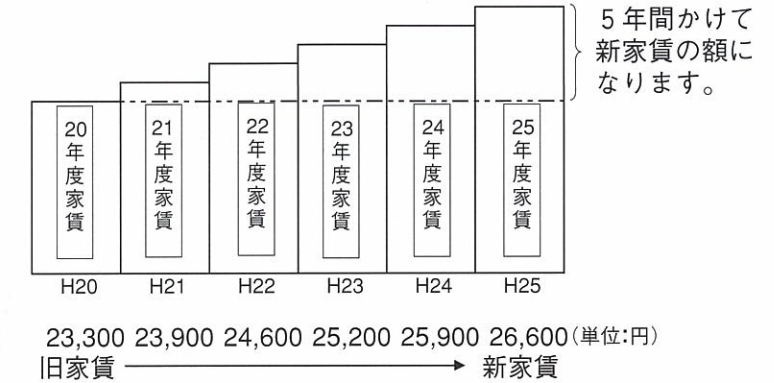
「家賃決定通知書」(平成21年1月送付)

をご覧ください。

3 緩和措置

平成21年3月の家賃の額に比べ、改正後の新家賃が上回る入居者の方については、次のように5年間かけて段階的に上昇し、平成25年度から新しい家賃の額となります。

緩和措置



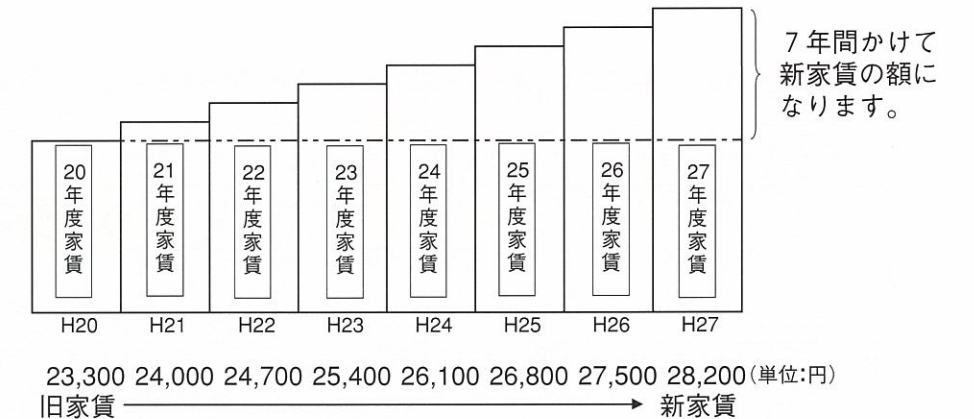
4 県の更なる緩和措置

今回の改正により、**所得が変わらないのに収入分位が2段階上昇される方については**、次のように7年間かけて段階的に上昇し、平成27年度から新しい家賃の額となります。

また、建替えに伴う家賃の上昇に加えて、政令改正により家賃が上昇する方についても、段階的緩和措置を行います。

(ただし、平成26年3月までに建替え住宅に再入居をされる場合)

更なる緩和措置



5 その他

既に県営住宅に入居している方の収入超過者や高額所得者となる基準は、平成25年度(平成26年3月31日)までは、現行の基準を適用します。

収入超過者：月収が200,000円を超える方(裁量階層の場合268,000円を超える方)

高額所得者：月収が397,000円を超える方

※ 緩和措置、更なる緩和措置については、入居者の方の申請手続きは必要ありません。

また、今回の緩和措置は次の入居者の方には**適用されません**。

○平成21年4月1日以降の県営住宅への新規入居者

○高額所得者 及び 収入超過者の方で近傍同種家賃を負担することとなる方

○平成20年度家賃の収入申告をしていない方

(収入申告書を出されない場合は、今回の緩和措置を受けられないこととなります。必ず提出されますようお願いいたします。)